

# 関西電力株式会社大飯発電所第4号機の設計及び工事の計画の技術基準規則等への適合性に関する審査結果 (第1回分割工事計画)

原規規發第2012227号  
令和2年12月22日  
原子力規制庁

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、関西電力株式会社大飯発電所第4号機の設計及び工事の計画の認可申請（2020年3月6日付け関原発第555号により申請、2020年4月14日付け関原発第41号及び2020年12月14日付け関原発第475号により一部補正。以下「本申請」という。）に係る設計及び工事の計画（以下「工事計画」という。）が、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の9第3項第1号に規定する発電用原子炉の設置変更の許可を受けたところによるものであるかどうか、同項第2号に規定する「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第6号。以下「技術基準規則」という。）に適合するものであるかどうかについて審査した。

なお、関西電力株式会社（以下「申請者」という。）は、本申請に際して、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第9条第4項の規定に基づき、工事計画の全部につき一時に認可を申請することができないときに該当するとして、全体を計2回に分割して工事計画を申請している。これらのうち、本申請を第1回分割工事計画、2020年8月26日付け関原発第269号を第2回分割工事計画として、それぞれ申請している。

また、第3号機及び第4号機で共用する設備のうち第3号機設備として申請されている設備の審査については、別途申請された大飯発電所第3号機の設計及び工事の計画の認可申請（2020年3月6日付け関原発第554号により申請。）の審査において行った。

## 1. 実用炉規則第9条第4項の規定に基づく分割工事計画

申請者は、設計及び工事の計画の認可申請において、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損による発電所外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するために、技術基準規則第53条に基づいた特定重大事故等対処施設及びその関連施設を設置している。これらの施設は、多種多様で大型の設備を多く設置することに加え、これらの設備を収納するため、地下構造で大型の建屋等を建設することから、工事物量が膨大であり、段階的に工事を進める必要があるため、申請者は、工事計画を分割して申請している。

また、火災及び溢水から特定重大事故等対処施設を防護するための設備（以下「防護対策設備」という。）については、その防護対象となる一連の特定重大事故等対処施設の配置や仕様に基づき設計するとして、「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」（原規技発第13061920号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を踏まえ、防護対策設備の申請及び特定重大事故等対処施設全体の防護に係る影響評価を最終の申請となる第2回分割工事計画において行うとしている。

申請者は、それぞれの分割工事計画の内容として、特定重大事故等対処施設を構成する設備（以下「特重設備」という。）を以下のとおり申請している。

（1）第1回分割工事計画（本申請）として、[ ]

[ ]に、

- ①原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能に係る設備
  - ②原子炉内の溶融炉心の冷却機能に係る設備
  - ③原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能に係る設備
  - ④原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に係る設備
  - ⑤原子炉格納容器の過圧破損防止機能に係る設備
  - ⑥水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能に係る設備
- の一部を設置する。

（2）第2回分割工事計画として、[ ]に、

- ①原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能に係る設備
  - ②原子炉内の溶融炉心の冷却機能に係る設備
  - ③原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能に係る設備
  - ④原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能に係る設備
  - ⑤原子炉格納容器の過圧破損防止機能に係る設備
  - ⑥水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能に係る設備
  - ⑦サポート機能のうち電源設備、計装設備、通信連絡設備
  - ⑧火災防護対策設備、溢水防護対策設備
- を設置する。

申請者は、それぞれの分割工事計画において、実用炉規則第9条第2項及び第3項の規定により設備別記載事項とそれらの基本設計方針を記載した工事計画に添付書類を付して申請しており、設備別記載事項には各設備の種類、個数、容量などの具体的な仕様を、基本設計方針には施設・設備ごとに設置変更許可を受けた設計方針及び技術基準規則で要求される機能を確保するための設計方針を記載している。

## 2. 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号への適合性

規制庁は、本申請の添付書類「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」から、  
(1) 工事計画のうち各設備の仕様に関する事項は、大飯発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（平成31年3月8日付け関原発第564号により申請、2019年12月26日付け関原発第441号及び2020年2月5日付け関原発第515号をもって一部補正。令和2年2月26日付け原規規発第2002262号にて許可。以下「設置変更許可申請書」という。）に記載された設備の種類、個数、容量などの設備仕様と整合していること  
(2) 工事計画のうち各設備の基本設計方針は、設置変更許可申請書の設計方針と整合していること  
(3) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが、令和2年4月1日付け関原発第12号をもって届出のあった原子炉等規制法第43条の3の5第2項第11号に掲げる事項（保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項）と整合していることを確認した。なお、工事計画の基本設計方針と設置変更許可申請書の設計方針の間には一部に記載の差があるが、これらについて、工事計画における詳細設計の結果によるものであり、設置変更許可申請書の設計方針に基づいていることを確認した。

規制庁は、上記のとおり、本申請の工事計画が許可を受けたところによるものであることを確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第1号の規定に適合していると認める。

## 3. 原子炉等規制法第43条の3の9第3項第2号への適合性

規制庁は、本申請の技術基準規則各条文への適合性の確認に当たって、本申請で申請された設備（以下「申請対象設備」という。）が、常設の重大事故等対処施設であり、かつ原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのものであることから、技術基準規則のうち原子炉格納容器破損防止対策に係る常設重大事故等対処設備に関する規制要求を考慮して、特定重大事故等対処施設及び常設重大事故等対処設備に適用される技術基準規則の各条文に対して、

- ①申請対象設備の具体的な設備設計として、申請対象設備に関する設備別記載事項及び基本設計方針が特定重大事故等対処施設に要求される機能を確保するために必要な構造・強度及び機能・性能を有しているかどうか

の観点から、主に申請対象設備の設備別記載事項及び基本設計方針が技術基準規則に適合するものであるかどうかについて審査した。

また、本申請が分割工事計画であることから、本申請及び後続の分割工事計画の審査を含めて、②から④の方針に従って審査した。

- ②実用炉規則第9条第4項の規定による「当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載

した書類」のとおり分割工事計画の各申請において申請されるべき設備が申請されることとなっているかどうか、及び、分割工事計画のうち最終の申請となる第2回分割工事計画の審査において、特定重大事故等対処施設及びその関連施設を設置する工事に係る工事計画の全体を通じて申請されるべき全ての設備が申請されているかどうかをそれぞれ確認する。

- ③第2回分割工事計画の審査においては、火災防護対策設備及び溢水防護対策設備がその防護対象となる特重設備の配置や仕様に基づいて設計されているかどうか、特定重大事故等対処施設全体の防護に関する影響評価が的確に実施されているかどうかをそれぞれ確認する。
- ④分割工事計画の認可に当たっては、既認可の分割工事計画と設備設計上の不整合を生じていないことを確認し、設備設計上の不整合がある場合には、認可しない。

また、本申請では、


行うとしていることから、当該改造工事が技術基準規則に適合するものであるかどうかについても審査した。

規制庁は、本申請の技術基準規則各条文への適合性を以下の（1）から（23）のとおり確認した。申請対象設備の一覧を別添1に、技術基準規則各条文への適合性を審査する際に確認した書類の一覧を別添2に示す。

## （1） 第5条（地震による損傷の防止）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- ① [ ] 改造工事を伴う設計基準対象施設について、既工事計画における耐震重要度分類、地震力の算定方法、荷重の組合せ、許容限界、波及的影響等を変更しない設計としていること
- ②当該設計基準対象施設について、作用する地震力による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、「耐震設計に係る工認審査ガイド」（原管地発第1306195号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「耐震工認審査ガイド」という。）を踏まえ、工事計画認可において実績のある日本電気協会「原子力発電所耐震設計技術指針」（以下「J E A G 4 6 0 1」という。）又はそれ以外の規格及び基準等に基づく手法を適用し、施設の耐震設計上の耐震重要度に応じて分類した上で、それぞれの施設の耐震重要度に応じた地震力に対し、構造強度を確保する設計としていること
- ③当該設計基準対象施設のうち耐震重要施設（Sクラスの施設）について、基準地震動による地震力に対して安全機能が維持できるよう、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、耐震工認審査ガイドを踏まえ、工事計画認可において実績のある J E A G 4 6 0

1 又はそれ以外の規格及び基準等に基づく手法を適用し、施設の機能を維持する設計をしていること  
を確認したことから、第 5 条の規定に適合していると認める。

#### (2) 第 11 条（火災による損傷の防止）

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類から、  
① [ ] 改造工事を伴う設計基準対象施設に対する火災防護対策について、既工事計画で認可した火災防護対策の措置に包絡されており、火災発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減対策を変更しない設計としていることを確認したことから、第 11 条の規定に適合していると認める。

#### (3) 第 12 条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類から、  
① [ ] 改造工事を伴う設計基準対象施設に対する溢水防護について、既工事計画で認可した溢水防護対策の措置に包絡されており、溢水防護対策を変更しない設計としていることを確認したことから、第 12 条の規定に適合していると認める。

#### (4) 第 14 条（安全設備）

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類から、  
① [ ] 改造工事を伴う設計基準対象施設について、配管等の系統の機能を変更しない設計としていること  
② 当該設備について、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される環境条件において、当該設備がさらされると考えられる圧力、温度、湿度、放射線等の環境条件を再現した実証試験等により耐性が確認されており、その機能が発揮できる設計としていることを確認したことから、第 14 条の規定に適合していると認める。

#### (5) 第 15 条（設計基準対象施設の機能）

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類から、  
① [ ] 改造工事を伴う設計基準対象施設について、[ ] [ ] 機能及び配管等の系統の機能を変更しない設計としていること  
② 当該設備について、その健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）が可能な構造とし、かつ、そのために必要な配置、空間及びアクセス性を備える設計としていることを確認したことから、第 15 条の規定に適合していると認める。

## (6) 第17条（材料及び構造）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- ① [ ] 改造工事を伴う設計基準対象施設について、[ ]  
[ ] 機能及び配管等の系統の機能を変更しない設計としていること
  - ② 当該設備について、設備の区分（クラス2機器及び[ ]）に応じて適切な材料を使用し、構造及び強度を有する設計としていること
- を確認したことから、第17条の規定に適合していると認める。

## (7) 第44条（原子炉格納施設）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- ① [ ] について、一次冷却系統に係る原子炉施設の損壊又は故障の際に想定される最大の圧力及び最高の温度に耐える設計としていること、[ ]  
[ ]  
[ ]
- ② [ ] 設計としていること
- ③ [ ] 設計としていること
- ④ [ ] 改造工事について、[ ] 機能を変更するものではなく、水素又は酸素の濃度を抑制する設備、[ ] 雰囲気の放射性物質の濃度を低減する設備、放射性物質を格納する設備及び[ ]において発生した熱を除去する設備に影響を与えない設計としていること

を確認した。

規制庁は、①から④の事項を確認したことから、第44条の規定に適合していると認める。

## (8) 第49条（重大事故等対処施設の地盤）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- ① 特定重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤に設置するため、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、設計基準対象施設の工事計画認可において実績のある J E A G 4 6 0 1 又はそれ以外の規格及び基準等に基づく手法を準用して、弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類の S クラスに適用される静的地震力のいずれか大きい方の地震力及び基準地震動による地震力のそれぞれが作用した場合においても、

接地圧に対して十分な支持力を有する地盤としていること

②地盤の極限支持力度について、設置変更許可申請書における岩種・岩級ごとの数値を適用するとしていること

③特定重大事故等対処施設の地盤について、弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力のいずれか大きい方の地震力が作用した場合の接地圧に対する許容限界として、地盤の極限支持力度を基に、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を設定するとしていること、また、基準地震動による地震力が作用した場合の接地圧が、地盤の極限支持力度に対して妥当な安全余裕を有する地盤としていること

を確認した。

規制庁は、①から③の事項を確認したことから、第49条の規定に適合していると認める。

## (9) 第50条（地震による損傷の防止）

### ① 基本事項

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- 特定重大事故等対処施設について、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、設計基準対象施設の工事計画認可において実績のあるJ E A G 4 6 0 1又はそれ以外の規格及び基準等に基づく手法を準用し、弾性設計用地震動による地震力又は耐震重要度分類のSクラスに適用される静的地震力のいずれか大きい方の地震力に十分に耐えるよう、当該施設の構造強度を確保する設計としていること、また、基準地震動による地震力に対して、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要となる当該施設の機能を維持する設計としていること

- 特定重大事故等対処施設について、基準地震動を一定程度超える地震動に対する頑健性を高める設計としていること

を確認した。

### ② 施設区分

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- 原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要な機能を踏まえて、特定重大事故等対処施設に区分していること

- 設計基準対象施設と同様に施設に要求される機能の役割に応じて、施設を構成する設備（設備、直接支持構造物、間接支持構造物、波及的影響を考慮すべき施設）に適切に区分していること

を確認した。

### ③ 地震力の算定方法

- 規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、
- a. 特定重大事故等対処施設の静的地震力について、設置変更許可申請書の耐震設計で示された静的地震力の算定方針に基づき、耐震重要度分類のSクラスに応じた係数を乗じ、施設の振動特性及び地盤の種類を考慮するなどして、建物・構築物、機器・配管系のそれぞれに対して適切に算定していること
  - b. 特定重大事故等対処施設の動的地震力について、地震応答解析の適用性及び適用限界等を考慮して解析手法を選定するとともに、施設及び地盤の構造特性、振動特性、相互作用等を考慮して解析条件を設定した上で、建物・構築物の入力地震動評価並びに建物・構築物及び機器・配管系の地震応答解析を実施して、基準地震動及び弹性設計用地震動による地震力を適切に算定していること、また、動的地震力の算定に当たって、建物・構築物の剛性及び地盤の剛性のばらつき等を適切に考慮していることを確認した。

### ④ 荷重の組合せ

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、荷重の組合せについて、当該設備に作用する地震力と、重大事故等時の状態であって、当該設備が待機している状態又は重大事故等時の状態であって当該設備を使用している状態で作用する地震力以外の荷重を適切に組み合わせていること、また、地震以外の自然現象による荷重との組合せについて、

- a. 地震荷重と風荷重又は積雪荷重の組合せを考慮していること
- b. 地震荷重と津波荷重の組合せについて、  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

を確認した。

### ⑤ 許容限界

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- a. 特定重大事故等対処施設の強度評価における許容限界について、安全上適切と認められる規格及び基準等に基づき、施設の機能を維持又は構造強度を確保する設定をしていること
- b. 地震時又は地震後に動的機能が要求される機器等の機能維持評価における許容限界について、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を適用していることを確認した。

## ⑥ 波及的影響

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- a. 特定重大事故等対処施設に対して波及的影響を及ぼす施設（以下「下位クラスの施設」という。）について、次に示す施設及び設備としていること
  - ア. 耐震重要度分類のBクラス及びCクラスの施設
  - イ. 基準地震動による地震力に対する機能の維持を要求されない常設重大事故等対処設備
  - ウ. 可搬型重大事故等対処設備
- b. 波及的影響について、考慮すべき事象の選定、考慮すべき施設の抽出及び耐震計算を適切に実施し、下位クラスの施設の波及的影響によって、特定重大事故等対処施設の機能を損なわない設計としていること
- c. 考慮すべき事象について、原子力発電所の既往の地震被害を調査し、その結果を考慮した上で、設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下、下位クラスの施設との接続部における相互影響及び下位クラスの施設の損傷、転倒、落下等を選定していること
- d. 考慮すべき施設について、敷地全体を対象に、相対変位、不等沈下、損傷・転倒及び落下による特定重大事故等対処施設への影響という観点から行った調査・検討に基づき、選定した事象ごとに波及的影響を及ぼす可能性のある下位クラスの施設又は波及的影響を受ける可能性のある特定重大事故等対処施設を抽出していること
- e. 耐震計算について、抽出した下位クラスの施設が、特定重大事故等対処施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して耐震性を有する設計としていること、又は抽出した特定重大事故等対処施設が、下位クラスの施設の波及的影響の発生によって作用する荷重に対して機能に影響を受けない状態にとどめる設計としていることを確認した。

## ⑦ 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる影響評価

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- a. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについて、特定重大事故等対処施設及び波及的影響を考慮すべき施設を対象に、当該組合せの適用によって水平1方向及び鉛直方向の地震力を組み合わせた耐震計算への影響の可能性がある施設又は設備を抽出し、三次元応答性状を考慮した上で基準地震動を適用して当該組合せの適用が耐震性評価に及ぼす影響を評価していること
- b. その結果、水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる応力等について、水平1方向及び鉛直方向の地震力の組合せに対し、同等又は増加する傾向であったが、応力等が増加する場合でも、水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せによる応力等が許

容値を満足する設計としていること  
を確認した。

⑧ 基準地震動を一定程度超える地震動に対する頑健性

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、基準地震動を一定程度超える地震動に対する頑健性を高めるために、

a.

[REDACTED]  
[REDACTED]

b.

[REDACTED]  
[REDACTED]

を確認した。

⑨ その他の重大事故等対処施設に係る耐震設計

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

a. [REDACTED]

改造工事を伴う重大事故等対処設備について、既工事計画  
における耐震設計の基本事項等を変更しない設計としていること

を確認した。

規制庁は、①から⑨の事項を確認したことから、第50条の規定に適合していると認める。

(10) 第51条（津波による損傷の防止）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

①特定重大事故等対処施設について、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、適用性を確認した耐津波設計に係る規格及び基準等（設計基準対象施設の耐震設計に係る工事計画認可において実績のある手法等を含む。）に基づく手法を適用し、基準津波に対して、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等に対処するために必要となる当該施設の機能を維持する設計としていること

②[REDACTED]

[REDACTED]  
[REDACTED]

を確認した。

規制庁は、①及び②の事項を確認したことから、第51条の規定に適合していると認める。

(11) 第52条（火災による損傷の防止）

① 火災区域及び火災区画の設定

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- a. 特定重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域として、また、火災区域を特定重大事故等対処施設及びその他の発電用原子炉施設の配置並びに壁を考慮して分割したものを作成したものを火災区画として設定していることを確認した。

② 火災発生防止に係る設計

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、特定重大事故等対処施設における火災の発生を防止するため、

- a. 火災区域に設置する油を内包する設備について、その漏えい及び拡大を防止するため溶接構造等を採用し、また、可燃性の蒸気が発生する火災区域について、可燃性の蒸気を滞留させないために適切な換気等を行う設計としていること
- b. 特重設備について、不燃性材料、難燃性材料又はそれと同等以上の性能を有する材料として、UL垂直燃焼試験及びIEE383の燃焼試験により自己消火性及び延焼をしないことを確認したケーブル等を使用する設計としていること
- c. 特定重大事故等対処施設について、落雷による火災の発生を防止するために、避雷設備を設置すること、地震による火災の発生を防止するために耐震重要度分類Sクラスの施設に適用される地震力が作用した場合においても十分な支持性能をもった地盤に設置し、耐震設計を行うことなど、自然現象による火災の発生防止対策を行う設計としていること

を確認した。

規制庁は、①及び②の事項を確認したことから、第52条の規定に適合していると認める。

なお、火災による損傷の防止として、火災の感知及び消火に係る設計並びに特定重大事故等対処施設の防護に関する影響評価については、第2回分割工事計画の審査において行う。

(12) 第53条（特定重大事故等対処施設）

(12)-1 特定重大事故等対処施設の設置（第53条第1号関係）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

①	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
②	[Redacted]
	[Redacted]
	[Redacted]
③	[Redacted]

④特定重大事故等対処施設は、第49条第4号に基づく地盤上への設置並びに第50条第1項第4号及び第51条の要求事項を満たす設計となっていることを確認した。

規制庁は、①から④の事項から原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計となっていることを確認したことから、第53条第1号の規定に適合していると認める。

#### (12)-2 特定重大事故等対処施設の機能（第53条第2号関係）

##### ① 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類及び申請対象設備を機能別に整理した別添3に掲げる一覧から、

a. 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能について、設置変更許可申請書の設計方針及び第61条で要求される機能を考慮して、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]

b. 具体的には、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ]

を確認した。

規制庁は、申請対象設備が原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能を確保するた

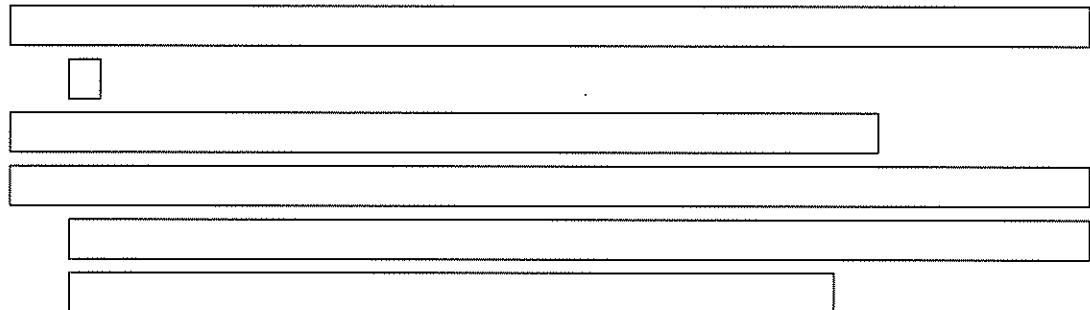
めに必要な機能・性能を有する設計としていることから、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(原規技発第 1306194 号 (平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定)。以下「技術基準規則解釈」という。) の規定に適合していることを確認した。

なお、第 2 回分割工事計画の審査で、当該特定重大事故等対処施設を構成する全ての設備が申請されていることを確認する。

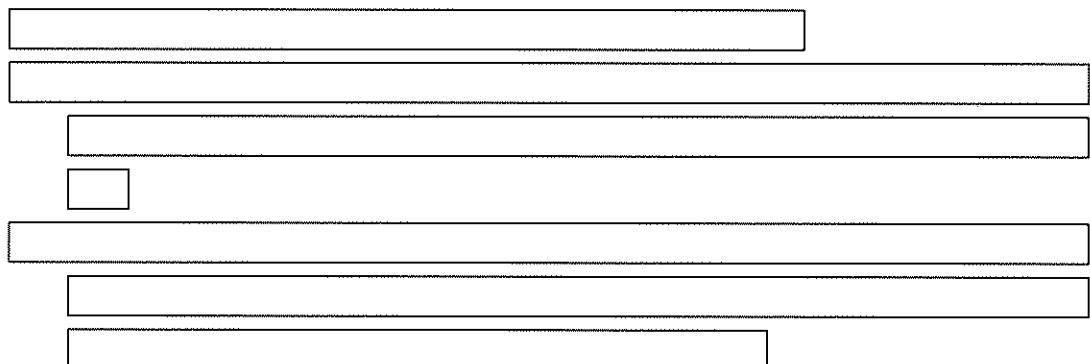
## ② 原子炉内の溶融炉心の冷却機能

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類及び別添 3 に掲げる一覧から、

a. 原子炉内の溶融炉心の冷却機能について、設置変更許可申請書の設計方針及び第 62 条で要求される機能を考慮して、以下 [ ] のとおりの設計としていること



b. 具体的には以下 [ ] のとおりの設計としていること



を確認した。

規制庁は、申請対象設備が炉心を冷却し、[ ] 必要な機能・性能を有する設計としていることから、技術基準規則解釈の規定に適合していることを確認した。

なお、第 2 回分割工事計画の審査で、当該特定重大事故等対処施設を構成する全ての設備が申請されていることを確認する。

## ③ 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類及び別添 3 に

掲げる一覧から、

- a. 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能について、設置変更許可申請書の設計方針及び第66条で要求される機能を考慮して、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]

- b. 具体的には、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]

を確認した。

規制庁は、申請対象設備が原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能を確保するために必要な機能・性能を有する設計としていることから、技術基準規則解釈の規定に適合していることを確認した。

なお、第2回分割工事計画の審査で、当該特定重大事故等対処施設を構成する全ての設備が申請されていることを確認する。

#### ④ 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類及び別添3に掲げる一覧から、

- a. 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能について、設置変更許可申請書の設計方針及び第64条で要求される機能を考慮して、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]

b. 具体的には、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]

を確認した。

規制庁は、申請対象設備が原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能を確保するために必要な機能・性能を有する設計としていることから、技術基準規則解釈の規定に適合していることを確認した。

なお、第2回分割工事計画の審査で、当該特定重大事故等対処施設を構成する全ての設備が申請されていることを確認する。

##### ⑤ 原子炉格納容器の過圧破損防止機能

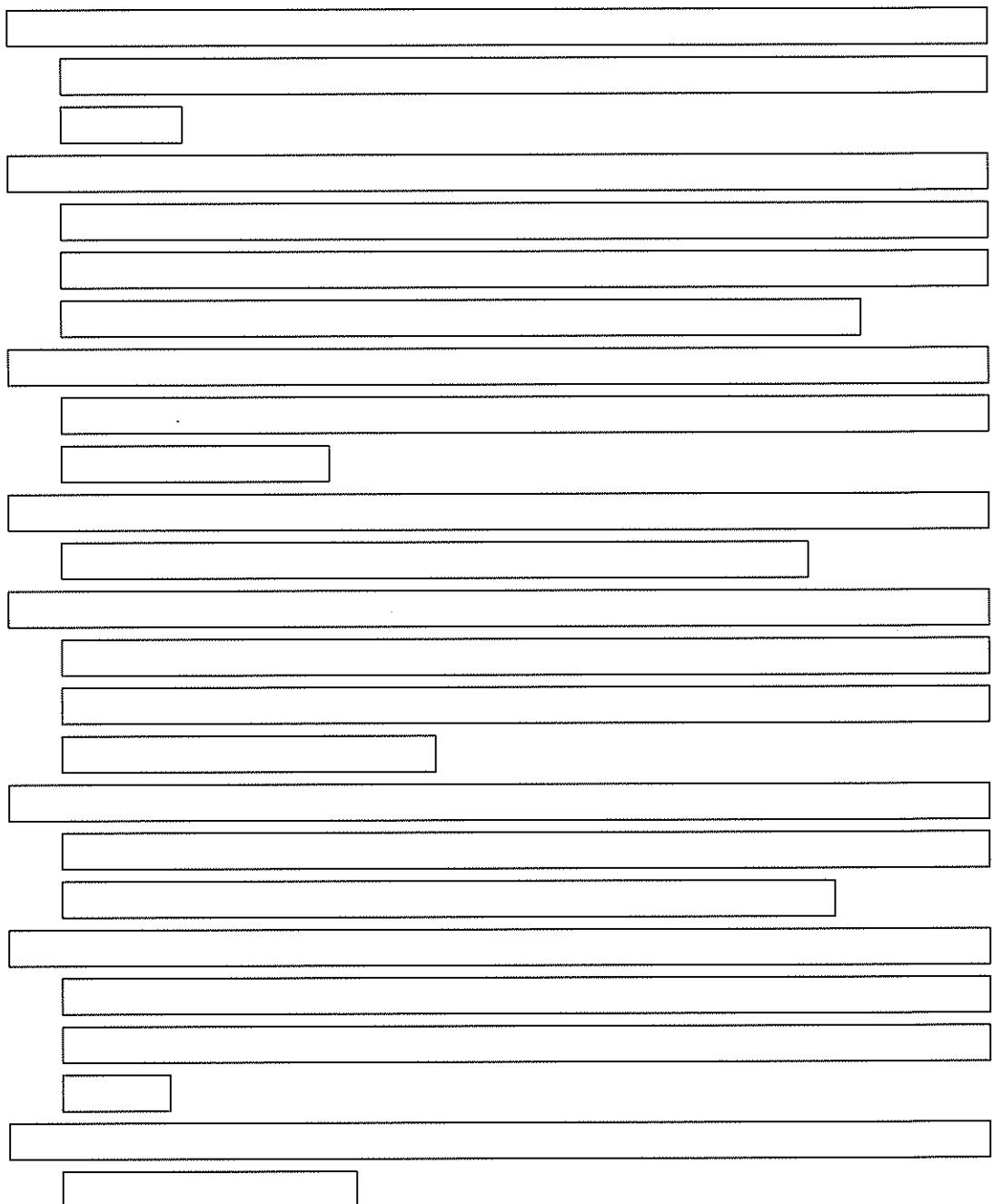
規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類及び別添3に掲げる一覧から、

a. 原子炉格納容器の過圧破損防止機能について、設置変更許可申請書の設計方針及び第65条で要求される機能を考慮して、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]

b. 具体的には、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]



を確認した。

規制庁は、申請対象設備が原子炉格納容器の過圧破損防止機能を確保するために必要な機能・性能を有する設計としていることから、技術基準規則解釈の規定に適合していることを確認した。

なお、第2回分割工事計画の審査で、当該特定重大事故等対処施設を構成する全ての設備が申請されていることを確認する。

#### ⑥ 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類及び別添3に掲げる一覧から、

a. 原子炉格納容器内における水素による爆発（以下「水素爆発」という。）による原子炉格納容器の破損を防止する機能について、設置変更許可申請書の設計方針及び第67条で要求される機能を考慮して、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]
[ ]
[ ]

b. 具体的には、以下 [ ] のとおりの設計としていること

[ ]
[ ]
[ ]
[ ]

を確認した。

規制庁は、申請対象設備が水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能を確保するために必要な機能・性能を有する設計としていることから、技術基準規則解釈の規定に適合していることを確認した。

なお、第2回分割工事計画の審査で、当該特定重大事故等対処施設を構成する全ての設備が申請されていることを確認する。

#### ⑦ 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特重設備を除く。）との多重性等

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類及び別添3に掲げる一覧から、

a. 技術基準規則解釈第53条3の(a)の機能を有する設備について、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特重設備を除く。）に対して、可能な限り、多重性又は多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計としていること、[ ]

[ ]
[ ]
[ ]
[ ]
[ ]

を確認した。

規制庁は、①から⑦の事項から特定重大事故等対処施設について、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有する設計としていることを確認したことから、第53条第2号の規定に適合していると認める。

## (12) - 3 外部支援が受けられるまでの間、使用できる設計（第53条第3号関係）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- ①特重設備について、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等が発生した場合に原子炉格納容器の破損を防止する目的を果たすため、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの7日間にわたって特重設備を使用できるように、  
[ ]  
[ ]

を確認したことから、第53条第3号の規定に適合していると認める。

## (13) 第54条（重大事故等対処設備）

当該条文に係る以下の確認事項については関連する各条文で個別に確認を行った。

### (13) - 1 共通設計方針（第54条第1項及び第2項関係）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

#### ① 環境条件及び荷重条件

- a. 特重設備について、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮されるように、その設置（使用）場所に応じた耐環境性を有し、操作が可能な設計としていること  
b. [ ] 改造工事を伴う重大事故等対処設備について、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮するように、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有し、操作が可能な設計としていること

#### ② 操作性

- a. 特重設備について、原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等が発生した場合においても、特重設備を確実に操作できるよう、これらの重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計としていること  
b. [ ] 改造工事を伴う重大事故等対処設備について、想定される重大事故等が発生した場合においても、重大事故等対処設備を確実に操作できるよう、重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計としていること

#### ③ 試験及び検査

- a. 特重設備について、健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できるように特性及び機能・性能確認、分解・開放（非破壊検査を含む。）、外観確認等ができる設計としていること、また、試

験及び検査によって原子炉の運転に大きな影響を及ぼさない範囲において、原子炉の運転中に定期的に試験及び検査ができる設計としていること

- b. [ ] 改造工事を伴う重大事故等対処設備について、健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できるように特性及び機能・性能確認、分解・開放（非破壊検査を含む。）、外観確認等ができる設計としていること

④ 切替えの容易性

- a. 特重設備について、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計としていること
- b. [ ] 改造工事を伴う重大事故等対処設備のうち、通常時に使用する系統から系統構成を変更する必要のある設備について、速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計としていること

⑤ 悪影響防止

- a. 特重設備及び[ ] 改造工事を伴う重大事故等対処設備について、原子炉施設（他号機を含む。）内の他の設備（設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特重設備を含む。））に対して、系統的な影響、同一設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻による影響並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮し、他の設備に悪影響を及ぼさない設計としていること

⑥ 現場の作業環境

- a. 特重設備について、必要な遮蔽性能を持つ[ ] から操作が可能な設計としていること
- b. [ ] 改造工事を伴う重大事故等対処設備の設置場所について、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、必要な遮蔽機能を持つ中央制御室から遠隔で操作可能な設計としていること

⑦ 容量

- a. 特重設備について、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計としていること、また、第3号機及び第4号機の同時被災を考慮しても対応できるように、号機ごとに必要な容量等を有する設備を[ ] 設計としていること
- b. [ ] 改造工事を伴う重大事故等対処設備について、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計としていること

## ⑧ 共用の禁止

- a. 特重設備及び [ ] 改造工事を伴う重大事故等対処設備の各機器について、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とするが、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件を満たしつつ、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって、安全性が向上する場合であって、さらに同一の発電所内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、共用する設計としていること

## ⑨ 設計基準事故対処設備との共通要因故障の防止

- a. 特重設備の共通要因故障に対して、「第53条（特定重大事故等対処施設）（12）－2 特定重大事故等対処施設の機能（第53条第2号関係）⑦」において記載のとおりの設備設計としていること
- b. 別添1に掲げる申請対象設備の溢水防護について、別添2に掲げる書類から、以下ア、及びイ、のとおりの設計としていること
- ア. 特重設備を溢水影響に対して防護すべき設備に設定し、溢水影響に対する評価条件として溢水源、溢水量、溢水防護区画及び溢水経路を設定する
- イ. 特重設備のうち [ ] に設置される動的機器について、溢水影響に対する評価条件の設定を基に、没水影響に対して機能を損なうおそれがない高さに配置する
- c. [ ] 改造工事により設置される重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と、環境条件、地震、津波その他の自然現象、外部人為事象、溢水、火災及びサポート系の故障による共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計としていること

を確認した。

規制庁は、①から⑨の事項を確認したことから、第54条第1項及び第2項の規定に適合していると認める。

なお、設計基準事故対処設備との共通要因故障の防止のうち、溢水防護対策に係る具体的な設備設計及び特定重大事故等対処施設の防護に関する影響評価については、当該設備が申請対象となる第2回分割工事計画の審査において行う。

## (14) 第55条（材料及び構造）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

- ①重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス1支持構造物の材料及び構造について、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」等に従い設計していること  
②具体的には、

- a. 材料について、当該機器等が使用される条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること並びに適切な破壊じん性を有すること
- b. 構造及び強度について、特定重大事故等時の圧力、温度等が負荷された状態において、全体的な変形を弾性域に抑える設計並びに疲労破壊及び座屈が生じない設計としていること

③これらの設計によらない場合として、

- a. [ ]について、全体的な変形を弾性域に抑えることに対して、第55条第4号ただし書の規定を適用し、特定重大事故等に対処できるよう特定重大事故等時の圧力、温度等が負荷された状態においても、塑性変形が小さなレベルにとどまって延性破断に対して十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込め機能を保持する設計としていること
- b. 重大事故等クラス1機器であって[ ]について、全体的な変形を弾性域に抑えることに対して、第55条第4号ただし書の規定を適用し、特定重大事故等に対処できるよう特定重大事故等時の圧力、温度等が負荷された状態においても、塑性変形が小さなレベルにとどまって延性破断に対して十分な余裕を有し、流路としての機能を保持する設計としていること
- c. 重大事故等クラス1機器のうち[ ]について、高圧ガス保安法の規制を受けるボンベ及び集合部から構成されることから、当該部分に対する第55条第1号、第4号及び第7号における重大事故等クラス1機器の材料、構造及び強度並びに主要な耐圧部の溶接部の規定と、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の材料、構造及び強度の規定が同等の水準であることを確認した上で、高圧ガス保安法に適合したものを使用することとしていること

④また、[ ]改造工事により設置される重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物の材料及び構造について、第55条に係る設備設計に変更はなく、当該設備の区分（重大事故等クラス2）に応じて適切な材料を使用し、構造及び強度を有する設計としていること

を確認した。

規制庁は、①から④の事項を確認したことから、第55条の規定に適合していると認める。

## (15) 第57条(安全弁等)

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、別添2に掲げる書類から、

①当該設備には、原子炉施設の安全性を確保する上で機器に作用する圧力の過渡の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁及び逃がし弁を必要な箇所に設け、設計・建設規格に適合する設計としていること

を確認した。

規制庁は、①の事項を確認したことから、第57条の規定に適合していると認める。

(16) 第61条（原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、第53条（特定重大事故等対処施設）への適合性について確認した際に、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特重設備を除く。）が有する発電用原子炉の減圧操作機能が喪失した場合においても、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な設備として特重設備 [ ] を設ける設計としていることを確認していることから、第61条の規定にも適合していると認める。

(17) 第62条（原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、第53条（特定重大事故等対処施設）への適合性について確認した際に、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備（特重設備を除く。）が有する発電用原子炉の冷却機能が喪失した場合において、[ ] [ ] 必要な設備として特重設備 [ ] を設ける設計としていることから、第62条の規定にも適合していると認める。

(18) 第64条（原子炉格納容器内の冷却等のための設備）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、第53条（特定重大事故等対処施設）への適合性について確認した際に、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な設備として特重設備 [ ] [ ] を設ける設計としていることを確認していることから、第64条の規定にも適合していると認める。

(19) 第65条（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、第53条（特定重大事故等対処施設）への適合性について確認した際に、炉心の著しい損傷が発生した場合において、[ ] [ ] 必要な設備として特重設備 [ ] を設ける設計としていることを確認していることから、第65条の規定にも適合していると認める。

(20) 第66条（原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備）

規制庁は、別添1に掲げる申請対象設備について、第53条（特定重大事故等対処施設）への適合性について確認した際に、炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融し、原子炉

格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な設備として特重設備 [ ] を設ける設計としていることを確認していることから、第 66 条の規定にも適合していると認める。

#### (21) 第 67 条（水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備）

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、第 53 条（特定重大事故等対処施設）への適合性について確認した際に、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備として特重設備 [ ] を設ける設計としていることを確認していることから、第 67 条の規定にも適合していると認める。

#### (22) 工事の方法

規制庁は、工事の方法について、上記各条に規定される設備ごとの要求事項等を踏まえ、当該設備が期待される機能を確実に発揮できるように、工事の手順、使用前事業者検査の項目及び方法が適切に定められ、また、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止対策等が工事の留意事項として定められていることを確認していることから、工事の方法として妥当であり、上記各条の規定に適合していると認める。

#### (23) 既工事計画等への影響

規制庁は、別添 1 に掲げる申請対象設備について、別添 2 に掲げる書類から、

- ① [ ] 改造工事については、既工事計画で認可された建屋内における工事であり、第 4 条（設計基準対象施設の地盤）及び第 49 条（重大事故等対処施設の地盤）に対して、施設を支持する地盤に影響を及ぼさない設計とすること、また、第 6 条（津波による損傷の防止）及び第 7 条（外部からの衝撃による損傷の防止）に対して、施設の敷地高さや外壁などの防護措置に影響を及ぼさない設計とすることで、いずれも既工事計画における当該条文の規定への適合性に影響を与えない設計としていること
- ② 同改造工事については、第 32 条（非常用炉心冷却設備）、第 60 条（原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）、第 61 条（原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備）、第 62 条（原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備）、第 63 条（最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備）、第 64 条（原子炉格納容器内の冷却等のための設備）、第 65 条（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備）、第 66 条（原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備）、第 67 条（水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備）及び第 71 条（重大事故等の収束に必要となる水の供給設備）に対して、配管等の系統の機能に変更がない設計とすることで、既工事計画における当該条文の規定への適合性に影響を与えない設計としていること

を確認した。

規制庁は、(1)から(23)の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項第2号の規定に適合していると認める。

#### 4. 審査結果

規制庁は、2.及び3.の事項を確認したことから、本申請が、原子炉等規制法第43条の3の9第3項各号のいずれにも適合しているものと認める。

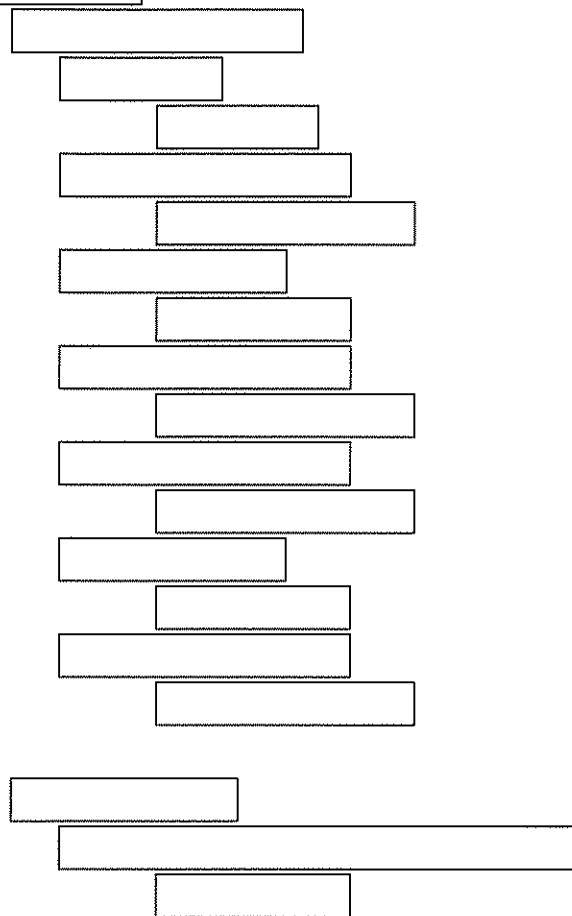
なお、本申請に係る大飯発電所について、原子力規制委員会は、平成31年度第4回原子力規制委員会において、大山火山の大山生竹テフラ(DNP)の噴出規模は11km<sup>3</sup>程度と見込まれること、及び、大山倉吉テフラ(DKP)とDNPが一連の巨大噴火であるとは認められず、上記噴出規模のDNPは火山影響評価において想定すべき自然現象であることを認定し、上記のとおり認定した事実に基づけば、火山事象に係る「想定される自然現象」の設定として明らかに不適当であり、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第6条第1項への不適合が認められるため、原子炉等規制法第43条の3の23第1項の規定に基づき基本設計ないし基本的設計方針を変更すべき旨、令和元年6月19日に申請者に命じたところである。申請者からは、令和元年9月26日に当該事項に係る設置変更許可申請がなされている。

原子力規制委員会は、(i) 平成31年度第4回原子力規制委員会において判断したとおり、大山火山は活火山ではなく噴火が差し迫った状況にあるとはいはず、上記のとおり認定したDNPの噴出規模の噴火による降下火砕物により当該発電所が大きな影響を受けるおそれがある切迫した状況にはないこと、(ii) 上記の命令の適切な履行により上記の不適合状態は是正することができ、かつ、大山火山の状況に照らせばこれで足りることなどから、上記命令に係る手続が進んでいる現在の状況下における本件の審査においては、DNPの噴出規模を含め火山事象に係る「想定される自然現象」については、既許可の想定を前提として、本申請についての基準適合性を判断したところである。

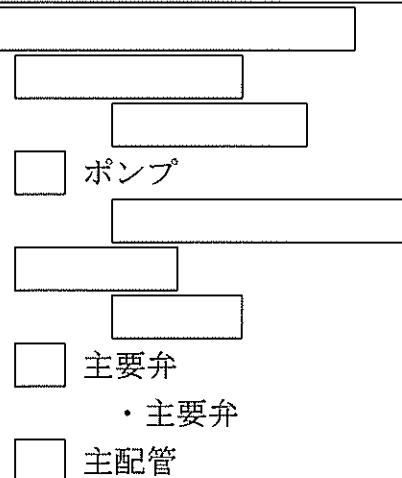
## 分割工事計画として本申請で申請された設備のリスト

大飯発電所第4号機の分割工事計画のうち第1回分割工事計画として本申請（2020年3月6日付け関原発第555号により申請、2020年4月14日付け関原発第41号及び2020年12月14日付け関原発第475号により一部補正。）で申請された設備は以下のとおり。

### 原子炉本体

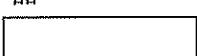


### 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンに係るもの除外。)



## ・主配管

--

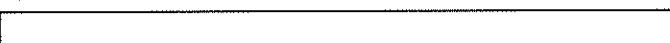
容器  


主配管  
 ・主配管

- 11 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請範囲に係る部分に限る。)
- 12 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)に係る工事の方法(申請範囲に係る部分に限る。)

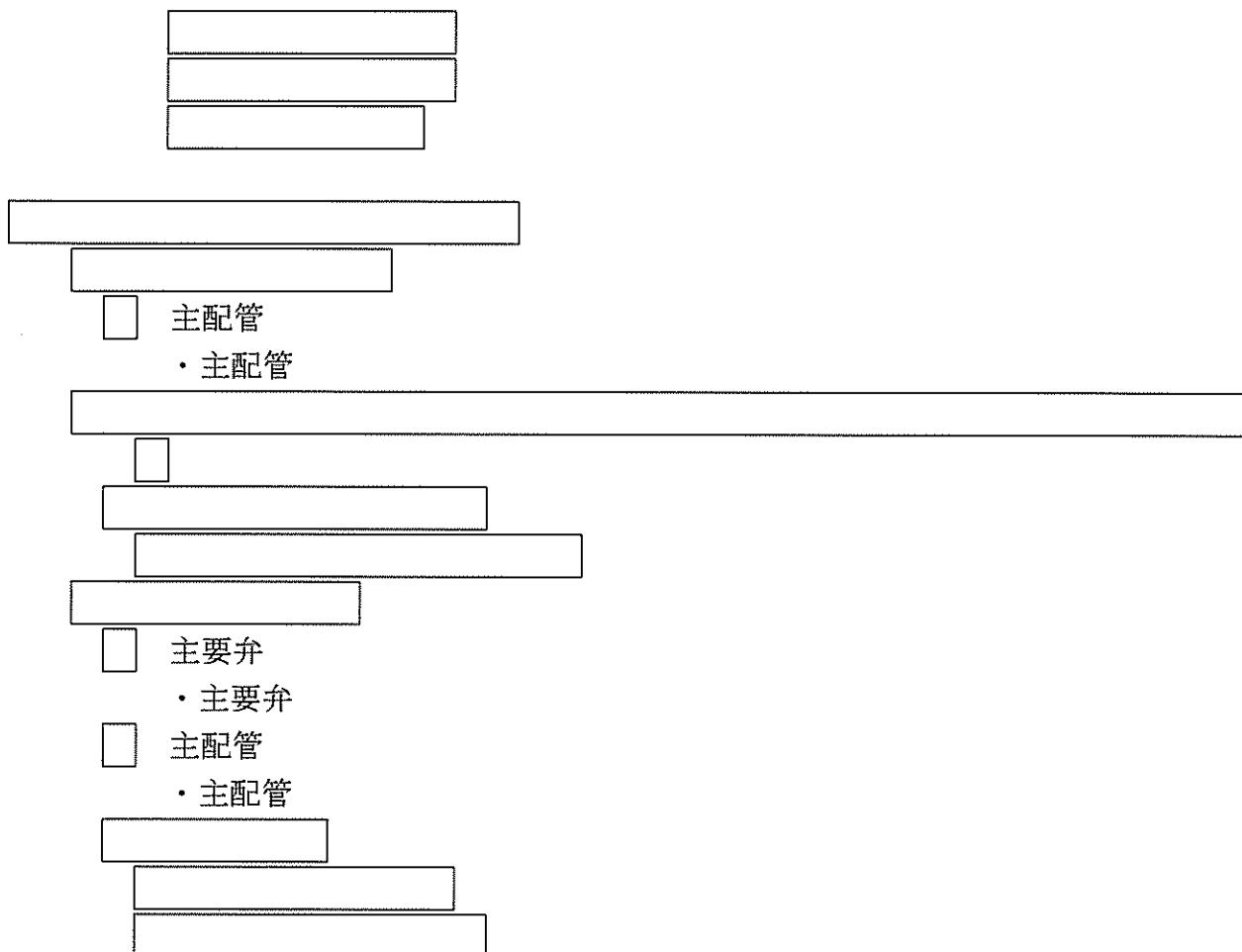
## 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの除外。)

--

容器  
  
 安全弁  
 ・安全弁  
 主配管  
 ・主配管

- 10 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請範囲に係る部分に限る。)
- 11 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)に係る工事の方法(申請範囲に係る部分に限る。)

## 原子炉格納施設

4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請範囲に係る部分に限る。)

5 原子炉格納施設に係る工事の方法(申請範囲に係る部分に限る。)

#### その他発電用原子炉の附属施設

4 火災防護設備

3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請範囲に係る部分に限る。)

4 火災防護設備に係る工事の方法(申請範囲に係る部分に限る。)

5 浸水防護施設

3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格(申請範囲に係る部分に限る。)

4 浸水防護施設に係る工事の方法(申請範囲に係る部分に限る。)

なお、本申請の申請対象外の設備として、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 9 条第 4 項の規定により申請された当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要のうち、第 2 回分割工事計画（2020 年 8 月 26 日付け関原発第 269 号により申請。）、における申請対象設備は以下のとおり。

## 1. 原子炉冷却系統施設

1.1

### (1) ポンプ

- a. [ ] (第 2 回申請)
- b. [ ] (第 2 回申請)

### (2) 容器

- a. [ ] (第 2 回申請)

### (3)

- a. [ ] (第 2 回申請)

## 2. 計測制御系統施設

2.1

### (1)

- a. [ ] (第 2 回申請)
- b. [ ] (第 2 回申請)
- c. [ ] (第 2 回申請)

### (2)

- a. [ ] (第 2 回申請)
- b. [ ] (第 2 回申請)
- c. [ ] (第 2 回申請)

### (3)

- a. [ ] (第 2 回申請)
- b. [ ] (第 2 回申請)

### (4)

- a. [ ] (第 2 回申請)

### (5)

- a. [ ] (第 2 回申請)
- b. [ ] (第 2 回申請)

2.2 [ ] (第 2 回申請)

## 3. 放射線管理施設

3. 1

  
(1) a.  (第 2 回申請)  
(2) a.  (第 2 回申請)b.  (第 2 回申請)c.  (第 2 回申請)

3. 2

(1) 容器

a.  (第 2 回申請)  
(2) a.  (第 2 回申請)  
(3) a. 

(第 2 回申請)

3. 3

  
(1) 

(第 2 回申請)

  
(2) 

(第 2 回申請)

  
(3) 

(第 2 回申請)

## 4. 原子炉格納施設

4. 1

  
(1) 

a. ポンプ

(a)  (第 2 回申請)(b)  (第 2 回申請)

b. 容器

(a)  (第 2 回申請)c. (a)  (第 2 回申請)

## 5. その他発電用原子炉の附属施設

## 5.1 非常用電源設備

## 5.1.1

(第2回申請)

## b. 調速装置及び非常調速装置

(第2回申請)

(第2回申請)

(第2回申請)

(第2回申請)

## a. ポンプ

(第2回申請)

(第2回申請)

## b. 容器

(第2回申請)

(第2回申請)

(第2回申請)

(第2回申請)

(第2回申請)

(第2回申請)

(第2回申請)

(第2回申請)

c. [ ]  
 (a) [ ]  
 イ. [ ]  
 (第 2 回申請)  
 ロ. [ ]  
 (第 2 回申請)

(b) [ ]  
 イ. [ ]  
 (第 2 回申請)  
 ロ. [ ]  
 (第 2 回申請)

d. [ ]  
 (a) [ ] (第 2 回申請)  
 [ ]  
 (b) [ ] (第 2 回申請)

5. 1. 2 [ ]  
 (1) [ ]  
 a. [ ] (第 2 回申請)  
 (2) [ ]  
 b. [ ] (第 2 回申請)

## 5. 2 火災防護設備

5. 2. 1 [ ]  
 (1) [ ] (第 2 回申請)  
 (2) [ ] (第 2 回申請)  
 (3) [ ] (第 2 回申請)  
 (4) [ ] (第 2 回申請)  
 (5) [ ] (第 2 回申請)

5. 2. 2 [ ]

(1) ポンプ  
 a. [ ] (第 2 回申請)  
 b. [ ] (第 2 回申請)  
 c. [ ] (第 2 回申請)  
 d. [ ] (第 2 回申請)  
 e. [ ] (第 2 回申請)

(2) 容器  
 a. [ ] (第 2 回申請)

- b. [Redacted] (第2回申請)
- c. [Redacted]  
(第2回申請)
- d. [Redacted]
- [Redacted] (第2回申請)
- e. [Redacted]  
(第2回申請)
- f. [Redacted] (第2回申請)
- g. [Redacted] (第2回申請)
- h. [Redacted] (第2回申請)
- i. [Redacted] (第2回申請)
- (3) [Redacted]
- a. [Redacted] (第2回申請)

## 5.3 浸水防護施設

- 5.3.1 [Redacted]
- (1) [Redacted] (第2回申請)
- (2) [Redacted] (第2回申請)
- (3) [Redacted] (第2回申請)
- (4) [Redacted]  
[Redacted] (第2回申請)
- (5) [Redacted] (第2回申請)

- 5.3.2 [Redacted]
- (1) [Redacted]
- a. [Redacted] (第2回申請)
- b. [Redacted] (第2回申請)
- c. [Redacted] (第2回申請)
- d. [Redacted] (第2回申請)
- e. [Redacted] (第2回申請)
- f. [Redacted] (第2回申請)
- g. [Redacted] (第2回申請)
- h. [Redacted] (第2回申請)
- i. [Redacted] (第2回申請)
- j. [Redacted] (第2回申請)
- k. [Redacted] (第2回申請)
- l. [Redacted] (第2回申請)
- m. [Redacted] (第2回申請)

n.	[Redacted]	(第 2 回申請)
o.	[Redacted]	(第 2 回申請)
p.	[Redacted]	(第 2 回申請)
q.	[Redacted]	(第 2 回申請)
r.	[Redacted]	(第 2 回申請)
s.	[Redacted]	(第 2 回申請)
t.	[Redacted]	(第 2 回申請)
u.	[Redacted]	第 2 回申請
v.	[Redacted]	(第 2 回申請)
w.	[Redacted]	(第 2 回申請)
x.	[Redacted]	(第 2 回申請)
y.	[Redacted]	(第 2 回申請)
z.	[Redacted]	(第 2 回申請)
aa.	[Redacted]	(第 2 回申請)
ab.	[Redacted]	(第 2 回申請)

## 5.4 補機駆動用燃料設備

## 5.4.1 [Redacted]

## (1) 容器

a.	[Redacted]
----	------------

(第 2 回申請)



(注1)「〇」は、技術基準規則各条文への適合性を審査する際に確認した書類  
(注2)最上行において灰色の技術基準規則条文は、本申請において適合性を確認する必要がない条文  
(注3)書類名は実用発明用原子炉の設置、運転等に関する規則に基づく名称(略称を含む)を記載

技術基準規則各条文への適合性を審査する際に確認した書類(重大事故等対処施設及び特定重大事故等対処施設)

別添2

書類名	第49条 (重大事故等対処施設の地盤) による損傷の防止)	第50条 (津波による損傷の防止)	第51条 (火災による損傷の防止)	第52条 (特定重大事故等対処設備) による損傷の防止)	第53条 (材料及び構造) による破壊の防止)	第54条 (特定重大事故等対処設備) による破壊の防止)	第55条 (使用中の亀裂等) による破壊の防止)	第56条 (安全弁) による破壊の防止)	第57条 (耐圧試験等) による破壊の防止)	第58条 (緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備) による破壊の防止)	第59条 (原子炉) による破壊の防止)	第60条 (冷却材圧力バウンス) による破壊の防止)	第61条 (原子炉) による破壊の防止)	第62条 (冷却材圧力バウンス) による破壊の防止)	第63条 (ヒートシングル) による破壊の防止)	第64条 (最終ヒートシングル) による破壊の防止)	第65条 (格納容器) による破壊の防止)	第66条 (水素爆発による原子炉建屋等) による破壊の防止)	第67条 (水素爆発による原子炉建屋等) による破壊の防止)	第68条 (水素爆発による原子炉建屋等) による破壊の防止)	第69条 (水素爆発による原子炉建屋等) による破壊の防止)	第70条 (工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備) による破壊の防止)	第71条 (重大事故等の収束に必要な水の供給設備) による破壊の防止)	第72条 (電源設備) による破壊の防止)	第73条 (計装設備) による破壊の防止)	第74条 (運転員が原子炉制御室にとどまるための設備) による破壊の防止)	第75条 (監視測定設備) による破壊の防止)	第76条 (緊急時対策所) による破壊の防止)	第77条 (通信連絡を行うために必要な設備) による破壊の防止)	第78条 (準用) による破壊の防止)
工事計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図				○	○																									
発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書			○		○	○																								
設備別記載事項の設定根拠に関する説明書					○	○			○			○	○		○	○	○	○												
安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書					○	○																								
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書				○																										
発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書					○																									
耐震性に関する説明書	○	○			○	○																								
強度に関する説明書					○	○	○	○																						
機器等の配置を明示した図面及び系統図				○	○	○	○			○			○	○		○	○	○	○	○										
構造図					○	○				○			○	○		○	○	○	○	○										
発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書																														
通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面																														
安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面																														
非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面																														
原子炉本体		○						○																						
原子炉冷卻			○	○	○																									
計測制御系統施設								○				○																		
放射線管理施設																														
原子炉格納施設																														
施設の原発そ																														

(注1)「○」は、技術基準規則各条文への適合性を審査する際に確認した書類

(注2)最上行において灰色の技術基準規則条文は、本申請において適合性を確認する必要がない条文(なお、第72条から第78条まで(第75条を除く)は、分割申請により本申請では申請対象外となっているもの)

(注3)書類名は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則に基づく名称(略称を含む)を記載

＜第53条解釈3(a) i 原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能＞  
 (第61条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備)

系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等	特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な設計基準事故対処設備等 <sup>*2</sup>
	設備 <sup>*1</sup>	設備種別		
原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能				
サポート機能 (電源設備)				

\*1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

\*2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

<第53条解釈3(a) ii 原子炉内の溶融炉心の冷却機能> (第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)			
系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等 特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な設計基準事故対処設備等 <sup>*2</sup>
	設備 <sup>*1</sup>	設備種別	
原子炉内の溶融炉心の冷却機能			

\*1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

\*2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

<第53条解釈3(a) ii 原子炉内の溶融炉心の冷却機能> (第62条 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)			
系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等
	設備 <sup>*1</sup>	設備種別	
サポート機能 (電源設備)			
1次冷却設備			

※1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

※2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

<第53条解釈3(a)iii 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能> (第66条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備)			
系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等 特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な設計基準事故対処設備等 <sup>*2</sup>
	設備 <sup>*1</sup>	設備種別	
原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能			
サポート機能 (電源設備)			
原子炉格納施設			

\*1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

\*2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

<第53条解釈3(a)iv 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能> (第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備)			
系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等 特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な設計基準事故対処設備等 <sup>*2</sup>
	設備 <sup>*1</sup>	設備種別	
原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能			

\*1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

\*2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

<第53条解釈3(a)iv 原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能> (第64条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備)			
系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等
	設備 <sup>*1</sup>	設備種別	
サポート機能 (電源設備)			
原子炉格納施設			

※1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

※2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

<第53条解釈3(a) v 原子炉格納容器の過圧破損防止機能> (第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備)			
系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等 特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な設計基準事故対処設備等 <sup>*2</sup>
	設備 <sup>*1</sup>	設備種別	
原子炉格納容器の過圧破損防止機能			

※1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

※2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

<第53条解釈3(a) v 原子炉格納容器の過圧破損防止機能> (第65条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備)			
系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等 特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な設計基準事故対処設備等 <sup>*2</sup>
	設備 <sup>*1</sup>	設備種別	
原子炉格納容器の過圧破損防止機能			
サポート機能 (電源設備)			
サポート機能 (計装設備)			
原子炉格納施設			

※1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

※2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。

＜第53条解釈3(a)vi 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能＞  
 (第67条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備)

系統機能	特定重大事故等対処施設を構成する設備		特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な重大事故等対処設備等	特定重大事故等対処施設を構成する設備が代替する機能を有する主要な設計基準事故対処設備等 <sup>*2</sup>
	設備 <sup>*1</sup>	設備種別		
水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能				
サポート機能 (電源設備)				
サポート機能 (計装設備)				
原子炉格納施設				

\*1 表中記載の設備の他、各系統機能を形成する配管等の詳細な設備項目は申請本文及び添付書類の記載のとおり。

\*2 重大事故等対処設備が重大事故防止設備以外の場合、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備はないため「-」とする。